|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 石第１号様式 | | | （副） | |
| 事前調査の対象に該当しない旨の報告書  　　　　年　　月　　日  （発注者宛）  　　様  受注者 住　所    氏名  (法人の場合は名称及び代表者の氏名）    下記の工事は、令和2年8月4日付け基発0804第8号厚生労働省労働基準局通知「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」に基づく、「事前調査の対象とならない作業」に該当することを報告します。 | | | | |
| 契約番号 |  | | | |
| 工事件名 |  | | | |
| 現場着手予定日 | 年　　月　　日 | | |  |
| 内容（※１） | |  | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 監理業務受託者 | 会社名 |  | 担当者名 |  |

備考　工事中に特定建築材料を見つけた場合は、事前調査を実施し、説明すること。

（※１）　厚労省通知（基発0804第8号）で挙げる「事前調査の対象とならない作業」のうち、どの作業に該当するかを具体的に記載すること。

ただし、「事前調査の対象とならない作業」のいずれの作業にも該当しない場合は、事前調査の対象となるため、本様式による報告は不適当となる。その場合は、関係法令に則った事前調査を行い、石第2号様式による報告、及び関係法令上必要な手続きを行うこと。

また、過去に調査済であることを理由に事前調査を省略することはできない。過去の調査結果を参考に改めて事前調査を実施し、石第2号様式による報告等必要な手続きを行うこと。

なお、「事前調査の対象とならない作業」のいずれの作業にも該当せず、事前調査を行わない場合は法令違反となる可能性があるため、調査の要否に関する詳細は、受注者が責任を持って労働基準監督署等の関係機関に確認すること。